# 相続税

## 5 相 続 税

#### 利用上の注意

この章は、平成 16 年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成 17 年 10 月 31 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

### 1 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

(1)相続時精算課税 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相

続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、 相続税の課税価格に加算されたその贈与された財産の価額を いう。

(2)曆年課税分贈与財産価額

適用財産価額

相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に 係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価 格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

(3)2割加算額

相続又は遺贈により財産を取得した者の中に被相続人の一親等の血族(代襲相続人を含む)及び配偶者以外の者がいる場合、それらの者の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。

なお、被相続人の一親等の血族には、被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子となっている者(いわゆる孫養子等)は含まれない。

(4)納税猶予

相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合に は、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税 額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

## 2 相続税の税率(平成16年分)

法 定 相 続 分 に 応ずる取得金額		1,000 万円 以下	3,000 万円 以下	5,000 万円 以下	1 億円 以下	3 億円 以下	3 億円 超
税	率	% 10	% 15	% 20	% 30	% 40	% 50
控	除額	万円	万円 50	万円 200	万円 700	万円 1,700	万円 4,700

(使用方法) 法定相続分に応ずる取得金額×税率-控除額=相続税の総額の基となる税額

# 相続税

- 5 相 続 税
  - 3 相続税の主な控除
  - (1)税額控除

イ 暦 年 課 税 分 贈与税額控除

暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた 財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。

ロ 配偶者の税額軽減

配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より 1 億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税 義務者により隠ぺい又は仮装されていた財産は含まれない。

八未成年者控除

未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。

二障害者控除

障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が 70 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円 (特別障害者の場合には 12 万円)の割で計算した金額が、相続税額から控除される。

ホ 相次相続控除

被相続人が、今回の相続開始前 10 年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。

#### (2)相続時精算課税分贈与税額控除

相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。

### (3)遺産に係る基礎控除

5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。